

平成28年度版

農業施策利用 ガイドブック



鳥取県農林水産部



農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

支援項目			主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ		
大項目	中項目	小項目	事業名	認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業 関係 団体 等 (任意 組織 ・J・A 等)	市 町村				商 工 業 者 等	
新規就農	体験・研修	研修したい						県	鳥取へ!JU!アグリスタート研修支援事業	○		
			県	市町村農業公社等就農研修支援事業	○				事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援。	経営支援課 0857(26)7261	2	
			県	就農研修交付金事業	○					農業大学校で実施する「アグリチャレンジ研修」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を支給。	経営支援課 0857(26)7261	3
			国・県	次世代を担う農業者人材育成研修事業【アグリチャレンジ研修】	○					就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
			県	次世代を担う農業者人材育成研修事業【先進農家実践研修】	○					先進農家を研修先として、自営就農に必要な栽培管理、経営ノウハウの習得を12か月間の研修で支援。	農業大学校 0858(45)2411	6
			県	スキルアップ研修	○					農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	8
	自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	10	
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(準備型)】	○				新規就農希望者(45歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	11	
			国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(開始型)】	○				新規就農者(45歳未満)に対して最長5年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	12	
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	13	
		後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援	経営支援課 0857(26)7261	14	
	雇用	新規に従業員を雇用したい	国・県	鳥取県版農の雇用支援事業【新規就業者早期育成支援事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	15	
			県	鳥取県版農の雇用支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】				○	県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行った場合、研修経費を1年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	16	
		他産業と組み合わせて雇用したい	県	鳥取県版農の雇用支援事業【農林水産コラボ研修支援事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	17	
	担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○		農業者等が作成した規模拡大、低コスト化に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	18
経営スキルを高めたい			県	とっとり農(あぐり)アグリビジネス研修	○	○			意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7256	19	
法人化を考えたい			国・県	農業法人設立・経営力向上支援事業	○	○			農業経営の安定・発展を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組を支援。	経営支援課 0857(26)7276	20	
施設・機械等を整備したい		国	経営体育成支援事業	○	○	○			地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7258	21	
		国	担い手確保・経営強化支援事業	○	○	○			地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7258	22	
企業参入		機械・施設を取得したい	県	アグリビジネス企業参入総合支援事業【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】	○	○			企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7258	23	
農地集積		農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○			農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26)7269	24	
女性の経営参画	自立、経営参画したい	県	今こそ農林水産業に女性の力を! 自主参画推進事業	○	○	○		農林水産業へ従事する女性の経営参画を進めるため、女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境づくり等の取組を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7388	25		

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
水田営農	人・農地プランの中心経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	中山間地域を支える水田農業支援事業	○					中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	26
	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業		○				小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などを支援。	経営支援課 0857(26)7258	27
	県産米振興	米の販路拡大を図りたい	県	鳥取県産きぬむすめブランド化戦略推進事業(担い手農家等販売対策支援事業)	○	○				意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取組や担い手農家等の所得向上、県産米の販売拡大を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7283	28
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7280	29
園芸等	園芸品目等の振興	パイプハウスを導入したい	国・県	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	○	○	○			高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	30
		機械・生産資材を導入したい	国	産地パワーアップ事業	○	○	○			意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	31
		機械、特産物、新品種・新技術等の導入	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○			産地づくりや特産物の育成、大規模稲作農家からの園芸品目への転換、加工業務用野菜の供給体制等の整備に必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	32
果樹	新品種導入		県	「新甘泉」生産拡大特別対策事業	○	○	○			省力的で早期多収が可能な「ジョイント栽培」の取組を進めるため、ジョイント栽培用2年生大苗の育苗を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	33
			県	鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」「秋甘泉」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	34
		新品種の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業(「輝太郎」特別対策事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	36
			県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(生産拡大事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品目・品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	38
			国	果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業	○	○				産地計画に掲げた担い手が同計画で定められた振興品目・品種への改植を行う経費の一部を助成し、その面積に応じて未収益期間の補てん金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	40
		機械を導入したい	県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)	○	○	○			JA、生産組織、認定農業者等が共同利用組織やオペレーター体制を整備して、低コスト化や産地維持を図るのに必要な機械購入に係る経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	41
野菜・花き	価格補填	薬用作物等に取り組みたい	県	薬用作物等生産振興対策事業	○	○	○	○		生薬、機能的食品の原料となる薬用作物等について、新たな特産物育成、生産拡大及び産地育成等を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	42
		芝を生産拡大したい	県	鳥取県芝ブランド化生産振興事業	○	○	○	○		鳥取県芝のブランド化、生産拡大及び販路開拓等を支援するとともに、県育成の「グリーンバードJ」を使用した小学校・幼稚園等の校庭・園庭の芝生化、芝カス適正処理方法の確立等の取組を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	43
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	44
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	45
		価格下落時の影響を緩和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業		○				作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	46
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	47

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ		
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等					
													〇	〇
全畜種	酪農	規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入	国	畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業～	〇	〇				畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援。	農業振興戦略監産課 0857(26)7291,7290	48		
		施設整備の用地造成をしたい	県	畜産クラスター施設整備事業(酪農)～大規模農場支援事業～			〇			国のクラスター事業で施設整備を行う経営体に対し、国事業では補助対象とならない用地造成に対して助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7288	49		
		生産性向上に取り組みたい	県	畜産クラスター施設整備事業(酪農)～担い手施設整備対策事業～	〇	〇	〇				生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7288	50	
		増頭したい	県	乳用牛増頭支援事業～外部導入による増頭支援～	〇	〇	〇				大山乳業農協が乳用牛の増頭を図る事業に対し支援。(1)育成牛購入補助、(2)育成牛購入資金貸付、(3)育成に係るリスク補助	農業振興戦略監産課 0857(26)7291	51	
		増頭したい	県	乳用牛増頭支援事業～性判別精液(雌)利用推進事業～	〇	〇	〇				大山乳業農協が性判別精液を導入し、酪農家が人工授精を実施する取り組みに対し、精液の導入に係る経費を補助。	農業振興戦略監産課 0857(26)7291	52	
		生乳を増産したい	県	緊急生乳増産奨励事業			〇				生産者の増産意欲を喚起するため、大山乳業農協が緊急的に行う生乳増産部分への生乳価格上乘せの取組に対し支援。	農業振興戦略監産課 0857(26)7291	53	
		環境負荷を軽減したい	国	飼料生産型酪農経営支援事業	〇	〇					酪農家等が耕畜連携や放牧、無化学肥料又は無農薬栽培等の環境負荷軽減に配慮した取組を行う場合、取組面積に応じて奨励金を交付。	農業振興戦略監産課 0857(26)7291	54	
	畜産	和牛	牛舎・機械の整備や受精卵移植等を活用したい	県	鳥取和牛振興総合対策事業(施設・機械整備・受精卵活用・放牧支援)	〇	〇	〇			和牛の増頭に伴う牛舎等の整備で、国事業の対象とならないものに対し助成。また、受精卵の購入や移植等への助成を行うとともに、和牛放牧のための機器整備に対し助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7829	55	
			能力の高い牛を導入したい	県	鳥取和牛振興総合対策事業(増頭・改良支援)	〇	〇	〇				和牛の生産拡大及び鳥取和牛オレイン55や高品質和牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対し助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7290	56
			全国和牛能力共進会に出品したい	県	第11回全共出品対策事業			〇				平成29年に宮城県で開催される第11回全共に向けた出品牛づくりのための経費について助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7290	57
			枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	〇	〇					牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監産課 0857(26)7288	58
			肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定対策事業	〇	〇					肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監産課 0857(26)7288	59
	地どり	豚	機械・施設を取得したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	〇	〇				鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7831	60	
			増頭したい	県	畜産クラスター施設整備事業(養豚)～県版養豚クラスター事業～	〇	〇				国の畜産クラスター事業等による規模拡大を行う場合、国事業の補助対象とならない既存農家等の母豚導入経費を助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7831	61	
			枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	養豚経営安定対策事業	〇	〇				豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監産課 0857(26)7288	62	
	衛生管理	HACCPを導入したい	ブランド豚を生産したい	県	ブランド豚生産拡大支援事業	〇	〇				ブランド豚の生産のための種豚導入や精液の購入経費を助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7831	63	
			農場HACCP推進事業	県	農場HACCP推進事業	〇	〇				農場HACCP導入のための技術支援とHACCP認定に係る手数料を助成。	農業振興戦略監産課 0857(26)7287	64	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
6次産業化	農林漁業者等の取組	商品のブラッシュアップをしたい	県	6次産業化商品の「売れる化」支援事業【県外モニターを活用したブラッシュアップ支援】	○	○	○			6次産業化商品をブラッシュアップするための県外の消費者モニター活用に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	65
	農林漁業者等の取組	新商品を開発したい	県	6次産業化商品の「売れる化」支援事業【マーケットイン型商品開発支援】	○	○	○		○	食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	66
	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	初めての6次産業化バックアップ事業	○	○	○			農林水産業者、農業法人、任意団体等が初めて6次産業化に取り組む場合等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	67
	農家・加工グループの取組	食品加工に必要な機器を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	68
	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	69
	農林漁業者等の取組	機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	○	○	○		○	多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	70
加工	加工グループ等の取組	商品開発や販路開拓に取り組みたい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○	○				県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	71
	企業等	加工施設整備をしたい	県	鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金	○	○	○		○	県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備及び県内の食品産業におけるバリューチェーンの構築に資する加工施設整備に要する経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	73
	企業等	国際認証を取得したい	県	鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	○	○	○		○	県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	74
他産業との連携	中間加工業者	中間加工技術をレベルアップしたい	県	中間加工技術向上対策事業					○	県内中間加工業者が実需者ニーズに対応するため、中間加工技術に関する専門家を県内加工業者の現場に派遣し、実践的な助言指導を実施。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	75
		中間加工品を試作開発したい	県	中間加工品開発支援事業					○	県内事業者と連携する中間加工業者（自ら最終製品として使用する場合を除く）の加工品試作開発に係る試作材料代等の経費を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	76
	農工商連携	機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【農工商連携型】					○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	77
		機械・施設を取得したい	国	【再掲】鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	○	○	○		○	多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	70
		機械・施設を取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助金					○	県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	78
		研究開発や販路開拓したい	国・県	鳥取県農工商連携促進ファンド事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行い、又は農協等がそれら取組を支援する取組を行う場合、必要な経費の一部又は全部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	79
地域資源	研究開発や販路開拓したい	県	農工商連携研究開発支援事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携し、又は連携する意志を持って研究開発に必要な基礎的調査・情報収集・開発検討等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	80	
	研究開発や販路開拓したい	国・県	とっとり次世代・地域資源産業育成事業	○	○	○		○	中小企業者や農事組合法人等が本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	産業振興課 0857(26)7246	81	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村			
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業		○		○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路開拓・輸出促進課 0857(26)7828	82
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	県	「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金	○	○	○	○	県内で生産された農林水産物及び加工食品の輸出活動の促進を図るため実施する海外での市場調査活動や販売促進活動及び物流実験の費用の一部を助成。	販路開拓・輸出促進課 0857(26)7963	83
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	○	○			有機JAS認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等での消費者交流、市場調査の実施及び販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7649	84
	減化学肥料・減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支援対策事業	○	○	○		販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	85
災害対策	農作物災害	農作物の被災等のため、運転資金等が借りたい	県	果樹等経営安定資金利子助成事業	○	○			果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば・茶)を栽培している農家が災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた場合、JA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	86
	気象災害	気象災害を防止する施設を整備したい	県	果樹等気象災害対策事業	○	○	○		梨、柿、茶及び市町村特認品目の生産安定と災害に強い産地づくりを図るため、防霜ファン、防霜散水施設、網掛け施設等の気象災害を防止する施設整備を行う経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	87
	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	88
耕作放棄地対策	農地再生	耕作放棄地を再生したい	国・県	耕作放棄地再生推進事業			○		農業者等が耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地等)を行う場合、定額又はかかる経費の一部を助成。	経営支援課 0857(26)7685	89
	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	90
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金			○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	91
		園芸産地拡大のための水田排水対策	県	田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業	○	○	○	○	水田の汎用化により園芸産地の拡大を図るため、事業主体や農業者等が自らの所有機械を活用して簡易な排水対策を実施する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	92
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○		農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	93
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業		○	○		市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	94
		保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業			○		市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	95
	防災減災	保全活動に対する支援を受けたい	県	とっとり井手・ため池保全活動推進交付金			○		集落等が支援員やボランティアとの協働による地域活性化活動(農業用水路やため池等の農業生産基盤を保全する取組)を行う場合、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	96
		ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業	○	○	○		農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	97
	【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	88

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ	
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係 団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商 工 業 者 等				
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金				○	○	市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	98	
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○			○	○	集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	99	
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業				○	○	○	買い物支援(移動販売車導入、運営費助成)、地域活性化支援(交流施設等整備)、地域資源型コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、自然災害対策等の取組に必要な経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	100
	地域活性化	移住者を確保したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業				○	○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	101
	地域活性化	学生と一緒に地域活動がしたい	県	中山間地域活力創出若者活動支援事業						○	県内外の大学生等の団体が、中山間集落で活性化に繋がる活動やその報告、提言、助言を行ったり、大学祭等で集落の特産品PRなど集落の魅力発信をするために必要な経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	102
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に組みたい。	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○				農山村等が企業・団体等及び市街地公民館等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道等の農業用施設の地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組を支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	103
	地域資源の活用	産業活動を拡大したい	県	元気な里山応援事業	○	○	○	○	○	○	中山間地域等における、農産物、水、エネルギーなど地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動(農林水産業)の拡大、地域の魅力づくりを目指す取組を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26) 7256	104
	【再掲】 人・農地プランの中心 経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	【再掲】 中山間地域を支える水田農業 支援事業						○	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	26
	【再掲】 耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】 農地を守る直接支払事業	○	○	○				生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	90
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー活用支援事業					○	農協や土地改良区、農村集落等が太陽光又はマイクロ水力発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	105	

平成28年度 農林水産部主要施策体系

テーマ	主要事業	事業の概要
地域農林水産業の推進	【新規】中山間地域を支える水田農業支援事業 〔18,000千円〕	中山間地域で水田農業の維持・発展に取り組む「人・農地プラン」の中心経営体(個人農業者)に対する機械整備等を支援
	【新規】農地法面管理省力化実証事業 〔1,100千円〕	センテピードグラス施工による農地法面の管理省力化を図る現地実証試験を実施
	【拡充】多面的機能支払交付金事業 〔888,197千円〕	地域資源(農地、水路、農道等)の維持・保全や多面的機能を維持する活動に対して支援
	集落営農体制強化支援事業 〔39,758千円〕	集落営農の組織化、水田営農に必要な機械施設の整備、経営の多角化及び組織の後継者育成を支援
	【新規】低コスト・省力化を目指す水田農業緊急対策事業 〔1,788千円〕	催芽籾による湛水直播栽培の現地実証モデル展示ほを設置し、低コスト・省力稲作技術の構築を推進
	鳥獣被害総合対策事業 〔253,824千円〕	野生鳥獣の侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援
	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業 〔17,537千円〕	農業生産基盤等を集落・地域、企業、市街地住民、大学生等が協力し保全する「とっとり共生の里」の取組に対し支援
担い手の育成・確保	とっとり共生の森支援事業 〔3,104千円〕	森林所有者と企業等とのマッチング、地域との調整、企業等の森林保全活動への支援等を実施
	新規就農者総合支援事業 〔450,381千円〕	経営開始時に必要な機械・施設整備への助成、交付金及び給付金の支給等、段階的に支援
	【拡充】次世代を担う農業人材育成研修事業 〔11,367千円〕	農業大学校を新規就農者の研修拠点とし、アグリチャレンジ研修や先進農家実践研修など就業サポート体制を構築
	【新規】とっとり農林水産人材育成システム推進事業 〔6,217千円〕	県内農林水産系高校生の長期インターンシップや6次産業化分野のキャリアアップ研修により、県内若手の地元就業への仕組みを構築
	今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業 〔7,177千円〕	女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境改善等、経営参画を推進する取組を支援
	【新規】戦略的スーパー園芸団地整備事業(再掲) 〔36,022千円〕	
	農地中間管理機構支援事業 〔154,446千円〕	農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・集約化に対し支援
産地力アップによる農業所得の向上	水田	
	【新規】鳥取県産さぬむすめブランド化戦略推進事業 〔7,484千円〕	ブランド化に向けた生産面、販売面の戦略を構築し、高級百貨店・料理店等への販売対策を強化
	【新規】中山間地域を支える水田農業支援事業(再掲) 〔18,000千円〕	
	【新規】農地法面管理省力化実証事業(再掲) 〔1,100千円〕	
	【新規】低コスト・省力化を目指す水田農業緊急対策事業(再掲) 〔1,788千円〕	
	園芸	
	【新規】戦略的スーパー園芸団地整備事業 〔36,022千円〕	梨やイチゴなど高収益品目の園芸団地の整備を行い、多様な担い手の参入と産地活性化を支援
	【新規】鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 〔252,387千円〕	JA、農業者グループ等が導入する鳥取型低コストハウスの新規整備に要する経費を支援
	【新規】産地パワーアップ事業 〔63,043千円〕	H27国経済対策補正事業を活用し、野菜・果樹等の農業機械等のリース・生産資材の導入等に要する経費を支援
	【拡充】園芸産地活力増進事業 〔101,994千円〕	野菜・花き等の産地づくりや特産物の育成支援、雨よけ・連棟型低コストハウスの開発を実施
	【新規】「新甘泉」生産拡大特別対策事業 〔2,340千円〕	「新甘泉」のジョイント栽培用大苗の育成を生産者が外部委託するための経費を支援
	鳥取梨生産振興事業 〔107,242千円〕	県オリジナル品種の植栽・果樹園整備など梨生産振興のための各種事業を実施
	【新規】果樹研究所機能移転に伴う梨研究連携推進事業 〔2,318千円〕	農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所と園試等との共同研究、果樹研究所のサテライト拠点設置に向けた整備を実施
	【新規】薬用作物等生産振興対策事業 〔7,240千円〕	薬用作物の有望品目の選定・試作、栽培・加工技術確立、販路開拓、情報共有等の取組を支援
	【新規】鳥取芝ブランド化生産振興事業 〔12,540千円〕	芝の生産・販売の取組や、県オリジナル日本芝による芝生化、芝カス有効利用の取組を支援
畜産		
【新規】畜産クラスター施設整備事業(肉用牛、酪農、養豚) 〔992,710千円〕	畜産クラスター計画に位置づけられた経営体等が行う、規模拡大に必要な施設、機械等に係る経費を支援	
【新規】和牛改良・増頭対策事業 〔28,854千円(H27臨時)+98,416千円(H28当初)〕	和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費を支援	
【新規】和牛受精卵・放牧拡大支援事業 〔8,380千円〕	高能力和牛の受精卵購入・採卵・移植の経費や、和牛放牧に係る経費を支援	
【新規】鳥取の牛肉ブランド強化対策事業 〔9,718千円〕	鳥取県産牛肉の販売促進やブランドの強化等に係る経費を支援	
【新規】鳥取和牛肉うまみ開発試験 〔41,079千円〕	牛肉の「香り」物質特定のための機器整備と簡易測定機器の開発を実施	
【新規】乳用牛増頭支援事業 〔9,067千円〕	乳用牛の外部購入と性判別精液(雄)を利用した自家育成によって、乳用牛の増頭を図り規模拡大を目指す農家を支援	
【新規】緊急生乳増産奨励事業 〔7,920千円〕	生産者の増産意欲向上のため大山乳業が緊急で行う生乳増産部分への価格上乗せの取組に対し支援	
【新規】畜産試験場家畜防疫体制強化事業 〔63,514千円〕	優良種雄牛を口蹄疫等の家畜伝染病から守るため、場内進入路・車両消毒施設等を整備し防疫体制を強化する	

主要事業		事業の概要
【拡充】「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業 〔42,742千円(H27臨時)+39,335千円(H28当初)〕		TPP関係国、ドール・全農との連携国、EU、ロシア等での販売促進活動、バイヤー招聘等の経費を支援
6次化・農商工連携支援事業 〔77,978千円〕		6次産業化・農商工連携に取り組む農林漁業者等が整備する施設、機械等の導入を支援
【新規】6次産業化商品の「売れる化」支援事業 〔5,572千円〕		6次化開発商品の消費者ニーズに沿ったブラッシュアップや「マーケットイン」型商品開発を支援
【新規】「食のみやこ鳥取県」メディア発信事業 〔55,698千円〕		首都圏における集中的なメディア展開による県産農林水産物のブランド化、販路拡大を実施
【新規】農産物関西販売拠点チャレンジ「食のみやこ鳥取県」フェア 〔6,160千円〕		関西販売拠点の方向性検討に向け、JA・JF共催の関西量販店・百貨店等での県産農水産物販売フェアに対し支援
【新規】元気な鳥取県農林水産業推進事業 〔8,773千円〕		生産団体や市町村、県内大学及び各種調査機関とともに、県内農林水産業の競争力強化につながる対策を構築
【新規】鳥取県産さぬむすめブランド化戦略推進事業(再掲) 〔7,484千円〕		
【新規】鳥取の牛肉ブランド強化対策事業(再掲) 〔9,718千円〕		
【新規】「鳥取茸王」緊急生産拡大支援事業(再掲) 〔51,230千円〕		
【拡充】「木づかいの国とっとり」推進プロジェクト事業 〔7,350千円〕		県産材の地産地消、県外への販路開拓を支援
【新規】合板・製材生産性強化対策事業 〔750,600千円〕		合板・製材工場等の体質強化に向けた取組を支援
鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業 〔790,000千円〕		路網や林業機械の整備、木材加工施設や木造公共施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組を支援
木質バイオマス燃料供給支援事業 〔15,000千円〕		木質バイオマスの増産に向けた機械整備、増産部分の貯木に対し支援
造林事業 〔434,548千円(H27臨時)+829,958千円(H28当初)〕		森林が持つ多面的機能発揮のための植栽、間伐等、森林整備の取組に対し支援
間伐材搬出等事業 〔702,000千円〕		適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材の搬出に対し支援
ととりの森林若返りプロジェクト 〔21,921千円〕		低コストな皆伐・再造林モデルの実践や、これに要するコンテナ苗木の安定供給を支援
きのこ王国 とっとり推進 事業	薬用きのこ栽培実用化推進事業 〔11,359千円〕	薬用きのこの栽培実用化の研究開発と高付加価値きのこの販路開拓を支援
	【新規】「鳥取茸王」緊急生産拡大支援事業 〔51,230千円〕	「鳥取茸王」の生産量の確保や生産技術の習得、情報発信を支援
	【新規】クヌギ原木林緊急造成(果樹園跡地等有効利用)事業〔8,520千円〕	耕作放棄地化した果樹園跡地等を、しいたけ原木となるクヌギ林として造成・活用する取組を支援
【拡充】森林整備担い手育成対策事業 〔45,743千円〕		林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備、福利厚生の充実等を支援
【拡充】森林整備のための地域活動支援事業 〔60,945千円〕		森林施業の集約化の促進に必要な地域活動や境界測量を支援
特定漁港漁場整備事業 〔570,000千円(H27臨時)+200,000千円(H28当初)〕		境漁港の高度衛生管理型市場整備(トラックスケール、3号上屋、陸送上屋)を実施
資源増殖推進事業 〔17,693千円〕		養殖業者が(公財)鳥取県栽培漁業協会から購入する種苗について、購入経費の一部を支援
【新規】鳥取県水産多面機能発揮対策事業 〔1,895千円〕		漁業者等で構成される活動組織が行う藻場保全活動に対し支援
【拡充】養殖企業支援事業 〔235,898千円〕		東日本大震災被災地の水産企業が鳥取県内で行う大規模養殖の事業化に向けた施設整備に対し支援
浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト 〔8,036千円〕		漁業所得1割強向上を目指しH26年度県内4地区で策定した「浜の活力再生プラン」推進のための助成、魚食普及番組の放映
漁業就業者確保対策事業 〔132,534千円〕		新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を実施

【新規】:新規事業、【拡充】:事業を拡充したもの

■:H27臨時経済対策事業

鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業

事業の目的

県内での自営就農を希望するIJUターン者、県内在住者を対象に、県内の農業法人、農家等で就農に必要な実践的研修を行い、本県の農業・農村の担い手の育成を図ります。

事業実施主体

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 (研修実施経費については県が補助)

事業概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

【研修期間】 1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)

【身分・保障】 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構において研修生として雇用し、給与等を支給

給与 122,000円/月 住居・通勤手当等 33,000円/月(上限)

※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

研修生の募集・要件

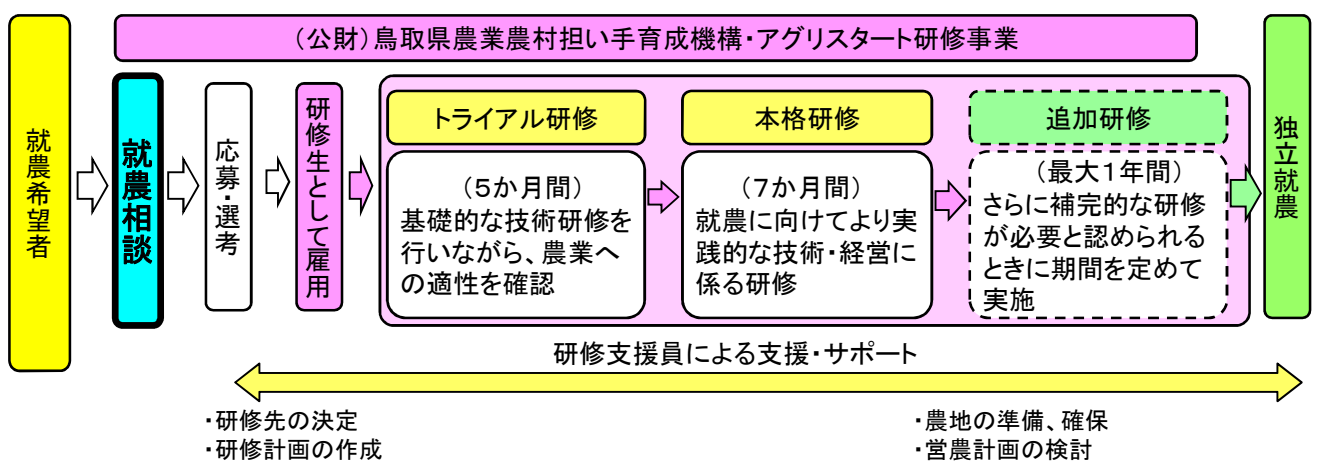
研修生の雇用に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の研修生の募集(年1回)し、選考を行います。

【研修生の要件】

- 鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること
- 農業就業が可能な健康状態であること
- 過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者
- 普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること

(注)応募に当たっては、事前に鳥取県農業農村担い手育成機構への相談が必要です。
募集予定時期、事前相談などについては、下記の担当部所に問い合わせください。

研修・就農までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
	西部支所	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

市町村農業公社等就農研修支援事業

事業の目的

本県での就農を希望する者を県内外から確保し、これら新規就農希望者に栽培指導や農業経営研修等の就農研修を行う団体への助成を通じ、本県農業の担い手としてふさわしい人材として育成、本県への定着推進を支援します。

事業実施主体

(一財)鳥取市農業公社、(一財)岩美町農業振興公社、(一財)エナジーにちなん、鳥取中央農業協同組合など市町村農業公社等の農地利用集積円滑化団体

事業概要

事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援します。

【補助上限額】①新規就業者への研修実施に対する助成 最大149,000円/月
②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大 33,000円/月

主な要件

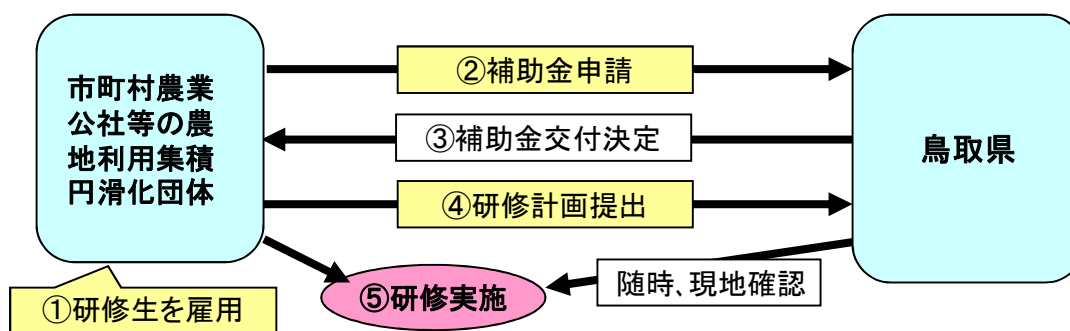
【研修実施主体の要件】

- ・新たに農業に就くことを希望する者を雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。
- ・研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者を明確にすること。
- ・研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。
- ・過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ・研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。
- ・おおむね6か月以上の研修を実施すること

【研修生の要件】

- ・就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに円滑化団体に採用された者又は知事が別に定める日以降に採用された者であること。
- ・農業の経験がない又は過去の研修期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

事業の流れ



担当	所属	電話
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

就農研修交付金事業

事業の目的

農業大学校で実施される「アグリチャレンジ研修科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

「アグリチャレンジ研修科(公共職業訓練)」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険、青年就農給付金(準備型)等による生活支援を受けられない方

支援内容及び補助率

【支援内容】 研修期間中(「アグリチャレンジ研修科」は最長4か月、「先進農家実践研修」は最長12か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。

【補助率】 県10/10

交付要件等

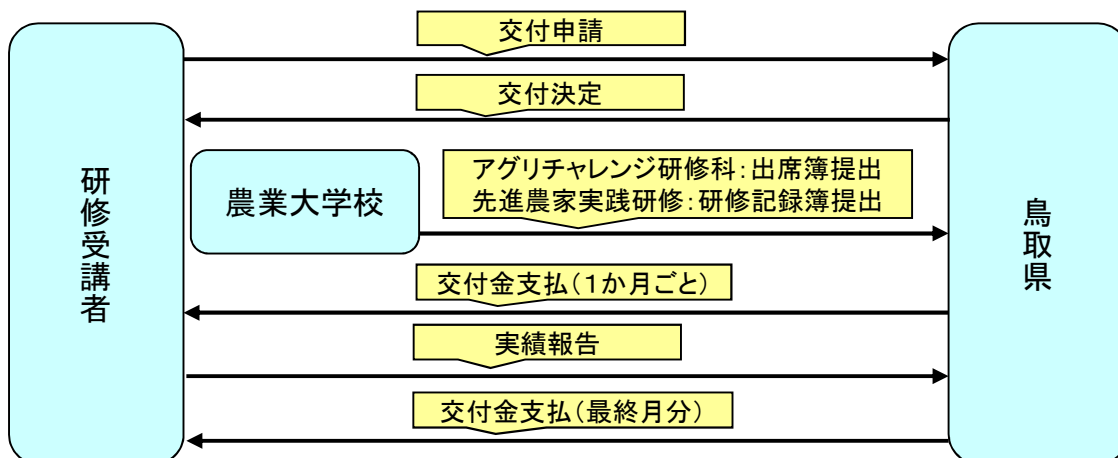
【交付要件】

- ・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。
- ・「アグリチャレンジ研修科」においては研修開始時65歳未満、「先進農家実践研修」においては就農予定時65歳未満であること。
- ・「アグリチャレンジ研修科」においては、公共職業訓練による雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等、「先進農家実践研修」においては、青年就農給付金(準備型)等の支給を受けていないこと。

【注意事項】

- ・「アグリチャレンジ研修科」においては、各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。
- ・「先進農家実践研修」においては、研修休止日数がその月の日数の2割を超える場合は交付金は交付されません。
- ・「先進農家実践研修」においては、年間150日以上かつ年間1,200時間以上の研修実施しなかった場合や、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、2年間以上就農を継続しなかった場合には、交付金の全額を返還していただきます。

事業の流れ



担当部所	所属	電話
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
	農業大学校	0858-45-2411

平成28年度版

実践に活かせる技能をマスター！ アグリチャレンジ研修(公共職業訓練)



- ★農業を始めるには、まず第一に、基本的な知識と技能を身に付けるための研修の受講をお勧めします。
- ★鳥取県立農業大学校では、鳥取県で新たに農業を志す方のために、**就農に役立つ基礎+実践力の習得**ができる「アグリチャレンジ研修」を実施しています。
- ★農業法人等への就職を希望する方にもおすすめのプログラムです！

☆ 研修の特徴 ☆

- その1** 4ヶ月間で、農業の基礎知識と実践技能の基本を習得！
受講期間中は宿泊棟の利用も可能！
- その2** 雇用保険受給資格者で一定の条件を満たす方は、給付延長の場合あり！
研修終了後の進路相談にも応じます！
- その3** 受講中にお子様を保育所等に預けられる場合は、職業訓練生託児支援事業の保育料助成制度あり！



<問い合わせ先>鳥取県立農業大学校



住所 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8

電話 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 1

FAX 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 2

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>

区 分	内 容
対象者	鳥取県内での就農（農業法人等への就職又は新たに農業経営を開始）をめざす方 前提 求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方
研修の特徴	○基礎知識と実践に活かせる基本技能、各種品目の栽培管理の基礎を学ぶプログラム ○特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成 ○農家の言葉を理解し、基本的な機械・農具の扱いができるレベル到達を目標 ○研修終了後の就職先、農業経営の開始に向けた準備（より実践的な研修の受講等）など、進路選択のサポートを実施 ※雇用保険受給資格者で一定の条件を満たす方は、給付延長の場合あり ※雇用保険受給者以外には、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置あり（支給には、それぞれ要件があります）
研修期間	4ヶ月間 ①第3期：平成28年6月7日（火）～平成28年9月16日（金） ②第4期：平成28年10月7日（金）～平成29年1月25日（水） ③第5期：平成29年2月7日（火）～平成29年5月19日（金）
受講場所	鳥取県立農業大学校
受講料等	受講料は無料（別途、教材費・検定料・訓練生総合保険料が必要）
カリキュラム （案）	①座学講義（農業経営、病虫害、土壌、肥料、農薬、植物生理等） ②技能演習 ア 農業機械（トラクター操作、作業機の脱着、ロータリーの爪交換、保守点検、刈払機の取扱い、燃料の基礎等） イ 播種と定植（種子の違いとまき方、かん水のコツ、小農具の扱い方等） ウ 農薬散布の注意点（薬剤量と散布量、動力噴霧機の取扱い等） エ 肥料散布の注意点（均一に散布するコツ、各種散布用機械の取扱い等） オ 知っておきたい応用作業（パイプハウスの解体・組立、ロープワーク、刃の研ぎ方、木工と溶接等） ③栽培管理実習（果樹、野菜、花き、作物、畜産）
募集期間	①第3期：平成28年4月26日（火）～平成28年5月17日（火） ②第4期：平成28年8月1日（月）～平成28年9月12日（月） ③第5期：平成28年12月1日（木）～平成29年1月12日（木）
募集定員	1期あたり25名
応募方法	県内住所を管轄するハローワークに入校願書を提出 （※県外在住の方も、住所を所管するハローワークに提出いただけます）
選考方法	面接による選考（選考場所：鳥取県立農業大学校）
その他	①募集要項等の詳細は、「鳥取県立産業人材育成センター倉吉校」ホームページに掲載します。 ②入校願書は、県内ハローワーク又は、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。 ③入校選考合格者を対象に、鳥取県立農業大学校にて入校説明会を開催します。 ④県内で新たに農業経営を開始したい方向けに、アグリチャレンジ研修修了後に受講可能となる、農家での実践研修制度（アグリスタート研修（（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が実施）、先進農家実践研修（農大が実施））があります。それぞれ受講選考が行われず。応募条件、対象者など、実施機関に御確認ください。 アグリチャレンジ研修開講時にも、各研修制度の詳細を御説明します。

平成28年度



農業のことは農家に学ぶ！ 先進農家実践研修

- ★農家として新たに自分で農業経営を始める時、農家のもとで先進的な栽培方法を学ぶことはとても重要なステップです。
- ★作業の段取りの組み方、コスト意識など、経営体の中に身を置かなければ学べないことがたくさんあります。
- ★地域の中で周囲の方とのつながりを構築していくことも、農業を始める上で欠かせないことです。
- ★「先進農家実践研修」では、地域のサポートのもと、農家になるために必要な栽培・経営ノウハウを学ぶことができます。

☆ 研修の特徴 ☆

その1 1年間、農家が「師匠」となり、農業に必要な様々なノウハウをマンツーマンで直伝！

その2 市町村、農業改良普及所、JAなど様々な機関がチームとなり、地域ぐるみであなたの農業経営の開始をサポートします！



<問い合わせ先>鳥取県立農業大学校



住所 鳥取県倉吉市関金町大鳥居1238

電話 0858-45-2411

FAX 0858-45-2412

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>

詳しくは裏面へ

区 分	内 容
対象者	<p>原則、アグリチャレンジ研修を修了し、新たに農業経営の開始をめざす者 (原則県内在住者)</p> <p>※アグリチャレンジ研修修了者と同等の知識・技能を有すると認められる者は、同研修受講を義務としない場合もある。</p>
研修の特徴	<p>○就農予定品目の経営を行う農家を研修先として、自営就農にあたり必要な栽培管理・経営ノウハウの習得をめざすプログラム。</p> <p>○就農予定地の関係機関により、就農に向けた様々な支援(農地情報の提供、作業場・住居の確保、中古機械・施設の情報提供)を実施。</p> <p>○専任の研修調整員が研修先を定期的に訪問し研修状況を把握。研修生、受入農家の困り事などを聞き、効果的な研修が行われるよう改善・調整。</p> <p>※就農時45歳未満であること等、要件を満たす場合は、青年就農給付金(準備型)の受給(150万円/年)が可能</p> <p>※青年就農給付金(準備型)の給付要件に合わない方には、就農研修交付金(10万円/月)を県より給付</p>
研修期間	<p>12ヶ月間</p> <p>第2期：H28. 6. 1～H29. 5. 31 第3期：H28. 10. 1～H29. 9. 30 第4期：H29. 2. 1～H20. 1. 31 } (予定)</p> <p>※開講時期はアグリチャレンジ研修終了の都度年3回です。</p>
受講場所	農家(就農予定地域の関係機関が推薦)
受講料	無料
カリキュラム (案)	<p>①受入農家での栽培管理、実践技能実習</p> <p>②農業大学校でのサポート研修(就農計画の作成方法、経営者としての心構え等)</p>
H28 募集時期	<p>第2期：H28. 2. 10～ 2. 28 第3期：H28. 6. 7～ 7. 6 第4期：H28. 10. 7～11. 6 } (予定)</p>
H28 募集定員	1期あたり5名程度
応募方法	<p>就農予定の市町村役場に「受講申込書」及び「先進農家実践研修 申込調書」を提出</p> <p>※提出された書類は、市町村が作成する「新規就農サポート計画書」とあわせて本校に送付されます。</p>
選考方法	書類、面接による選考
その他	○応募に必要な書式は、農業大学校ホームページよりダウンロードいただけます。

スキルアップ研修 研修生募集

(研修期間：12カ月間)



<研修の特色>

- その1 農業の基礎的な知識と、栽培（飼育）の基本技術の両方が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け研修です。
- その2 担当する品目の栽培管理の計画（施肥・防除計画、作業スケジュールなど）を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験します。（野菜、花き専攻のみ）
- その3 自営就農に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①受講資格

次の要件のいずれにも該当する方

- ア 新規就農者又は鳥取県内での就農（新たに自営で農業を始める、後継者として親の農業経営を継ぐ、農業法人等に就職するなど）を希望し、就農が見込まれる方
- イ 受講開始時の年齢が65歳未満の方

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、 花き、作物、 畜産	① 4月開講：平成28年 4月14日～平成29年 3月24日 ② 10月開講：平成28年10月14日～平成29年10月13日	①②合計で 15名程度

※複数の専攻は受講できません。いずれかの専攻を志望願います。

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	平成28年2月1日～2月29日	平成28年8月1日～8月31日
面接実施日	平成28年 3月11日	平成28年 9月14日
許可通知日	平成28年 3月24日	平成28年 9月26日
開講予定日	平成28年 4月14日	平成28年10月13日



④受講料

111,600円(年間)

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

※受講料の納付が困難な場合、減免制度があります。



<スキルアップ研修の実習例>

- ◎ 各専攻ごとに行う品目別の実習例です。
- ◎ 野菜及び花き専攻においては、希望を踏まえて担当品目を設定します。
- ◎ これら例示以外にも、希望品目や経験したい技術・作業について相談に応じます。

凡例: 作業期間 うち、収穫期間

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		4月開講													
										10月開講					
		(10月開講続き)													
野菜 専攻	ホウレンソウ	播種	収穫					播種	収穫		播種	収穫			
	チンゲンサイ								播種	収穫					
	ミニトマト	定植・仕立管理・ホルモン処理	収穫		定植	仕立管理	ホルモン処理		収穫				植付準備		
	スイカ	仕立管理	交配	収穫									植付準備・定植		
	タカミメロン	仕立管理	交配	収穫									植付準備・定植		
	アールスメロン				定植	仕立管理	交配	収穫							
	イチゴ	収穫		片付・育苗管理		定植	葉かき・かん水・防除				収穫				
	ブロッコリー	追肥土寄せ	収穫			播種・育苗管理・定植・追肥土寄せ			収穫				播種・育苗・定植		
	白ねぎ	播種	定植	定植	収穫			播種育苗	収穫	定植	収穫		播種		
	アスパラガス	施肥	立茎	防除	追肥	防除	追肥	かん水	防除	防除	茎葉刈取	焼却		施肥	堆肥
花き 専攻	シソ・ペパー	定植	かん水・追肥・防除		収穫						播種	育苗管理(追肥・施肥)			
	トルコギキョウ	育苗	定植	かん水・追肥・防除	収穫								播種		
	キク	定植	かん水・追肥・防除		収穫								挿し芽・採穂・増殖		
	アスター	播種	育苗	定植	かん水・追肥	収穫									
	ストック					播種	八重鑑別	かん水・追肥・防除		収穫					
	パンジー					播種	鉢上げ		収穫						
果樹 専攻	ナシ	摘らい、交配、摘果袋掛、新梢管理				収穫	土壌改良 剪定・接ぎ木・幼木管理								
	ブドウ	芽かき、新梢管理、無核化処理				収穫	土壌改良 剪定								
	リンゴ	交配 摘果 袋かけ 新梢管理				着色管理	除袋	収穫	土壌改良 剪定						
	カキ	摘らい 交配 摘果 新梢管理				着色管理	収穫	土壌改良 剪定							
作物 専攻	水稲		耕起	代かき・田植え		防除		稲刈り							
	小豆				土壌改良	播種	中耕培土	かん水	防除	収穫調製					
畜産 専攻	乳牛又は肉用牛	(年間) 飼養管理・搾乳・分娩・繁殖管理等													
	飼料用トウモロコシ		播種					収穫							
	牧草(イタリアン)	収穫											播種		

<問い合わせ先>鳥取県立農業大学校



住所 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8

電話 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 1

FAX 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 2

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>

新規就農者総合支援事業 【就農条件整備事業】

事業の目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

対象者

認定新規就農者

支援の内容

新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成

補助金額・補助率

10万円以上(消費税額を含む)の農業用機械・施設 (※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

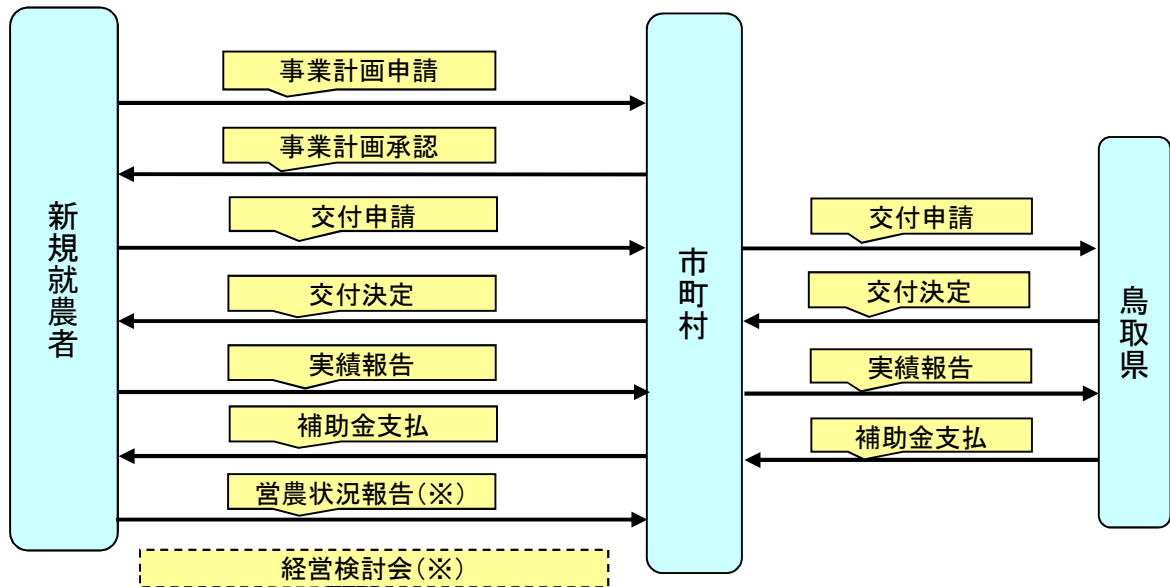
【補助率】 1/2(県:1/3、市町村:1/6) 【補助対象事業費上限】 1,200万円(5年間の合計)

【助成期間】 最大5年間

注意事項等

- ・ 補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 補助を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ この補助金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	” ” 八頭事務所	0858-72-3816	” ” 日野振興センター日野振興局	0859-72-2003
	農林業振興課農業振興室		農林業振興課農業振興室	

新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(準備型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

鳥取県が指定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける者で、就農予定時の年齢が45歳未満の者。

支援内容及び補助率

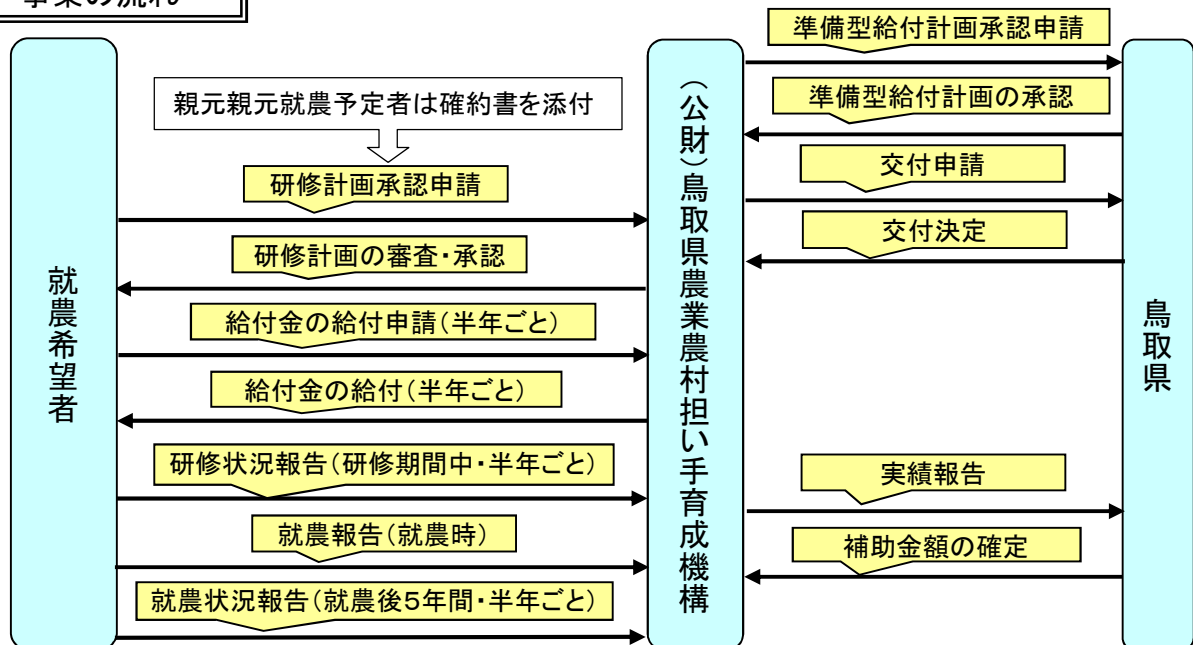
【支援内容】研修期間中(最長2年間)に150万円/年の給付金を給付する。

【補助率】国10/10

注意事項等

- ・ 給付金の給付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 研修期間中及び研修終了後5年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・ 研修終了後1年以内に就農しなかった場合や、給付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合、親元就農者が確約書の内容を実行しなかった場合には、給付金の全額を返還していただきます。また、適切な研修を行っていない場合や、上記の報告を行わなかった場合、虚偽の申請を行った場合にも給付金を返還していただきます。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



担当部所	所 属		電 話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取本部	0857-26-8349
	"	米子本部	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課		0857-26-7261

新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(開始型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

原則45歳未満で独立・自営就農した者で、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

支援内容及び補助率

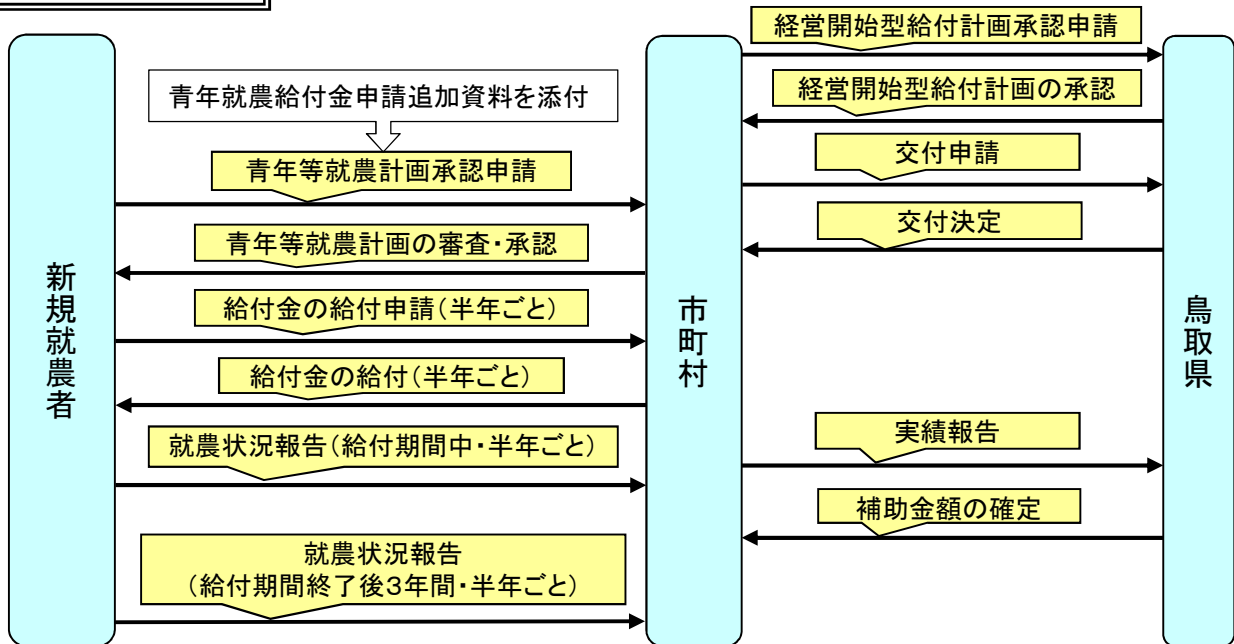
【支援内容】独立・自営就農後(最長5年間)に最大150万円/年の給付金を給付する。

【補助率】国10/10

注意事項等

- ・ 給付金の給付を受けるためには、青年等就農計画を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 給付期間中及び給付期間終了後3年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 上記の報告を行わなかった場合や、虚偽の申請を行った場合、親族から貸借した農地を主に経営を行っている者が給付期間中に農地の所有権を移転しなかった場合には、給付金を全額返還していただきます。
- ・ 給付期間中に農業経営を休止又は中止した場合や、適切な農業経営が行われていない場合には給付停止となり、それ以降の給付金を返還していただきます。
- ・ 前年の総所得(給付金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて給付額を減額します。また、前年の総所得(給付金を除く)が350万円以上となった場合は、給付停止となります。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

新規就農者総合支援事業 【就農応援交付金】

事業の目的

新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

認定新規就農者

支援の内容

就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、使途の定めのない交付金を交付。

補助金額・補助率

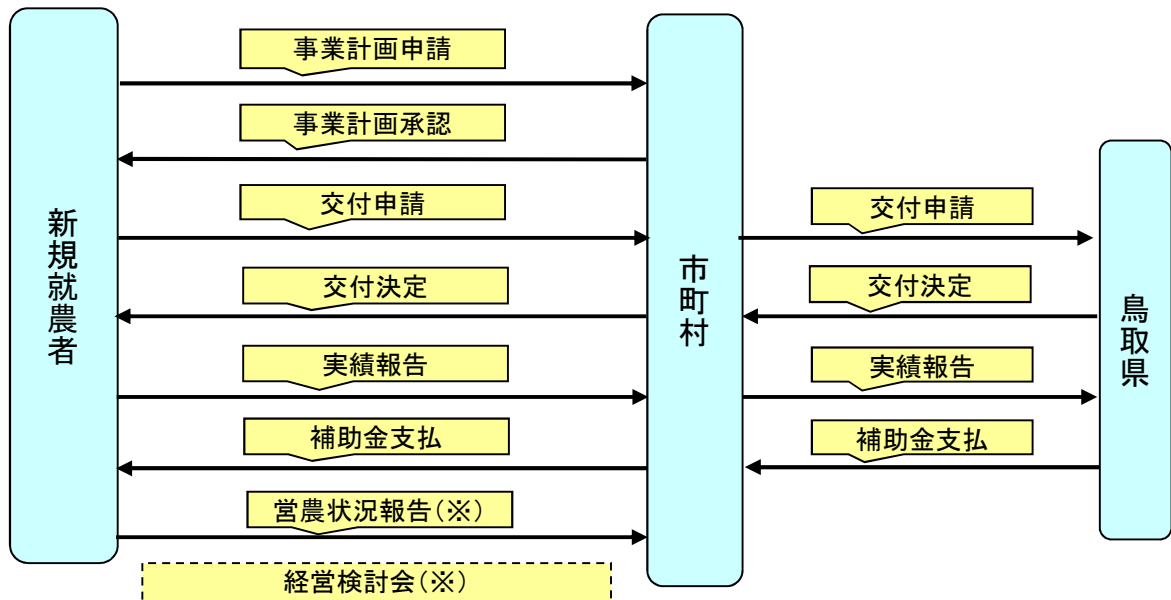
【補助率】 10/10 (県:2/3、市町村:1/3)

【助成期間】 最大3年間(1年目:100,000円/月、2年目:65,000円/月、3年目:40,000円/月)

注意事項等

- ・ 交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・ 青年就農給付金(経営開始型)を受給される方、農の雇用事業(国版・県版)を活用中の方は対象外です。
- ・ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	“ “ 八頭事務所	0858-72-3816	“ “ 日野振興センター日野振興局	0859-72-2003
	農林業振興課農業振興室		農林業振興課農業振興室	

新規就農者総合支援事業 【親元就農促進支援交付金】

事業の目的

認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進し、農業経営の継続的な発展と地域農業の担い手としての定着を図ることを目的として交付する。

対象者

認定農業者等

支援の内容

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

補助金額・補助率

【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3） 【助成期間】 最大2年間（10万円/月）

主な要件

【対象者（農業経営主）の主な要件】

次のいずれかに該当すること

- ① 認定農業者、② 市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者
- ③ 地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者

【研修生（親元就農者）の主な要件】

- ・対象者（農業経営主）の3親等以内の親族で、将来その経営を継承する予定の者であること
- ・申請時の年齢が55歳未満であること

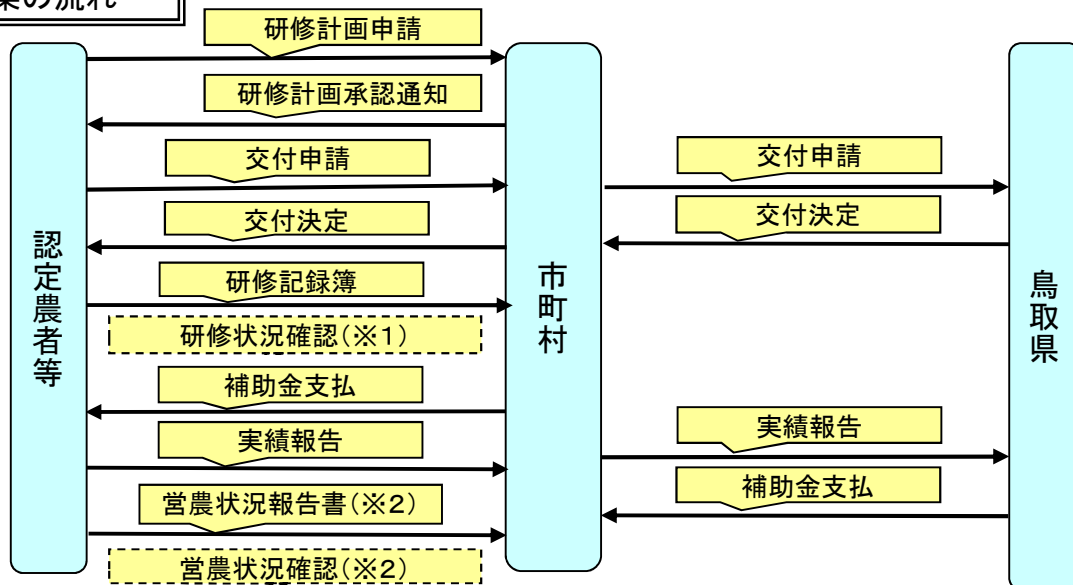
【その他】

- ・農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定等が締結されていること
- ① 経営継承の時期、② 経営継承に向けた研修の実施、③ 青色専従者給与等の支払い、④ 後継者の役割
- ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること
- ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと

※ 適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。

※ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1: 研修期間中、半年ごとに関係機関で面談等により研修状況を確認。

※2: 研修終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年毎に営農状況を確認。

担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

鳥取県版農の雇用支援事業

【新規就業者早期育成支援事業】

事業の目的

規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行われる農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者の早期育成を支援する

対象者

農業法人等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】

1年目：149,000円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目：97,000円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

3年目：50,000円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円所得向上する計画を作成)

主な要件

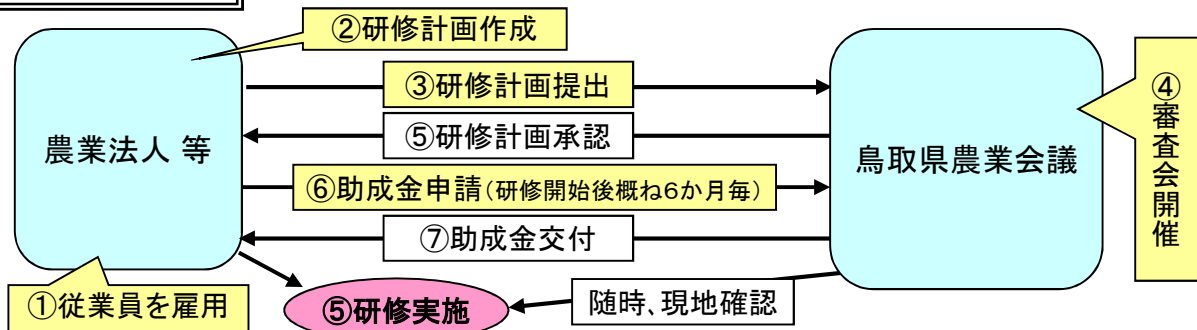
【受入する農業法人等の主な要件】

- ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出)
- ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること
- ◆ 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること
- ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること
- ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ◆ 青年就農給付金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと

【新たな従業員の主な要件】

- ◆ 正社員として雇用され、就業している者
- ◆ 経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)
- ◆ 過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談
- ◆ 県内在住者(予定を含む)であること
- ◆ 過去に本事業に採択されていないこと

事業の流れ



	所 属	電 話
担当部所	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 八頭事務所農林業振興課	0858-72-3816
	中部総合事務所農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 日野振興センター農業振興課	0859-72-2003

鳥取県版農の雇用支援事業 【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】

事業の目的

県産農林水産物を使用した加工食品の新たな開発や生産規模の拡大等を検討されている食品加工業者に対し、新規就業者の早期育成のための研修経費等を助成する。

対象者

食品加工業者

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10 【助成期間】 最大1年間
 【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 最大148,000円/月
 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大 33,000円/月

主な要件

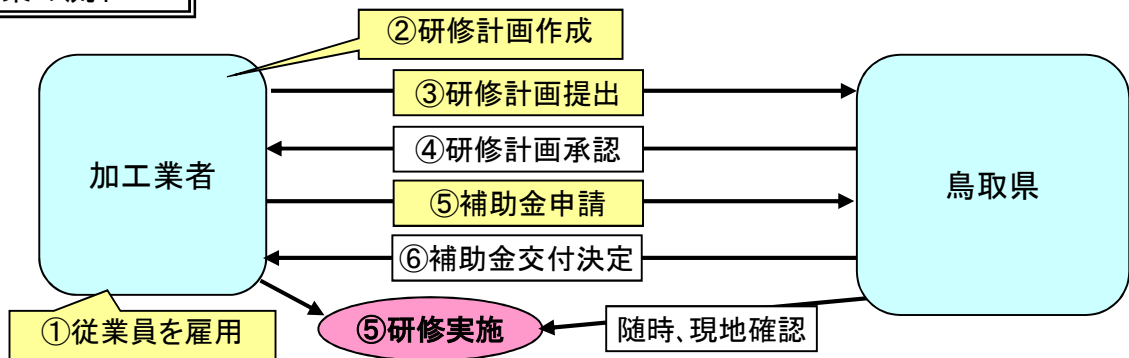
【受入する食品加工業者の主な要件】

- ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること
- ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること
- ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること
- ・新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、①～③のいずれかに該当すること（鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件）
 - ①原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
 - ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
 - ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

【新たな従業員の主な要件】

- ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ・就業に必要な健康状態であること。
- ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の食品加工業者で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



問い合わせ先	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
--------	-------------	--------------

鳥取県版農の雇用支援事業 【農林水産コラボ研修支援事業】

事業の目的

雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む)等を行う事業に助成する。

対象者

農業法人等の経営体、食品加工業者等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】 1年目: 149,000円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目: 100,000円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

主な要件

【受入する対象者の主な要件】

以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。
(農林水産業分野以外の研修期間は助成の対象外)

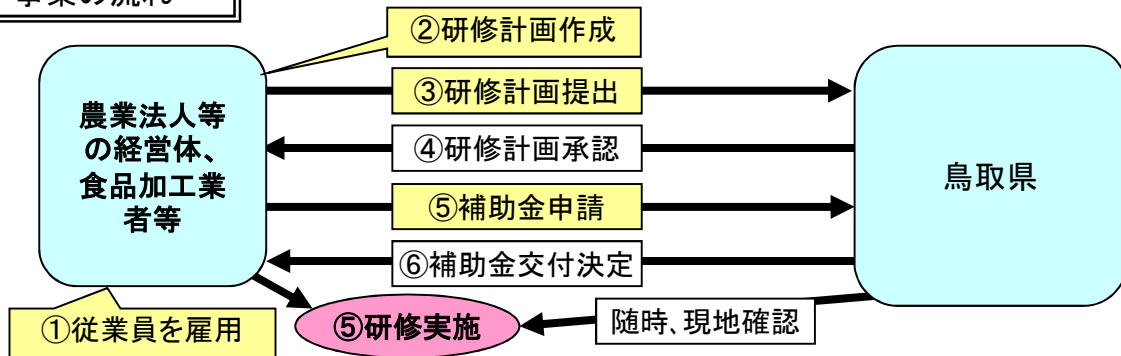
- ◆通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。
- ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。
- ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆食品加工業者の場合、新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。

【新たな従業員の主な要件】

本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ◆就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ◆新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ◆就業に必要な健康状態であること。
- ◆過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、農業、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の農業法人等・食品加工業者等で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	” ” 八頭事務所	0858-72-3816	” ” 日野振興センター	0859-72-2003
	農林業振興課農業振興室		農林業振興課農業振興室	

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)

事業の目的

意欲的な農業者等が行う規模拡大や低コスト化などの経営改善に向けた取り組みを支援する。

対象者

農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)



支援の内容

農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する。

※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※生産拡大などに必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業(畜産含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/3、市町村1/6)

【単年度補助上限額】 農業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人7,000千円

任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

※新たに雇用し、かつ、継続雇用が見込める場合:県補助率1/2、上記単年度補助上限額×3/2

主な要件

○プランの内容(以下のいずれかに該当するもの)

・認定農業者の取組であること

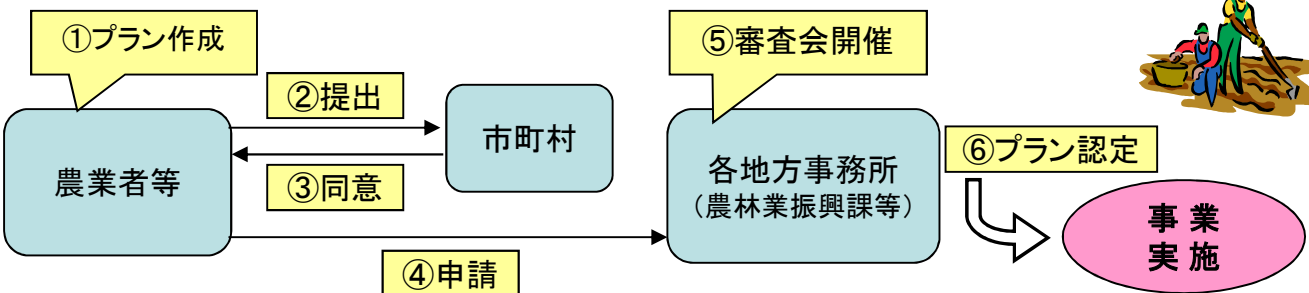
・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること

・雇用増につながる取組であること

・省エネルギー対策に係る取組であること(主業農家の取り組みであり、エネルギー消費量10%以上の削減)

※他の補助事業で対応できるものは除きます。

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

あぐり とっとり農ビジネス研修

事業の目的

意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援する。

研修対象者

経営革新、発展を目指し、意欲的に事業に取り組む認定農業者等
※農業を営む法人の構成員も対象とする。 ※新規就農者は原則対象外。

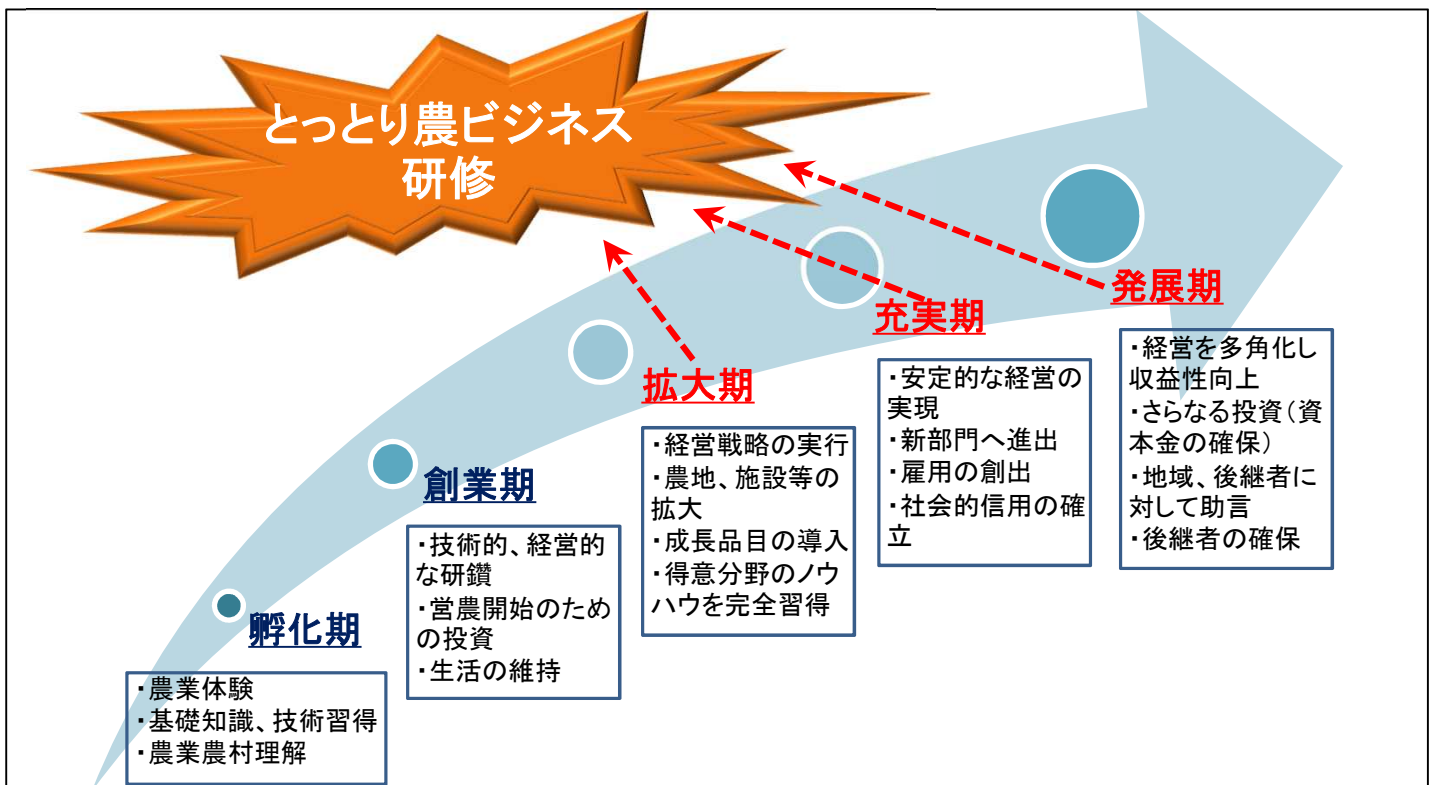


研修内容

- ・経営管理(経営計画、分析手法など)
- ・財務、労務管理 ・経営者意識の醸成 ・マーケティング
- ・新しい農林水産業の取り組み(輸出、農商工連携、6次産業化など) など

研修の概要(予定)

- 【開催時期】 7～9月頃
- 【開催日数】 8日間(週1～2回、2コマ/回、2時間/コマ)
- 【募集人数】 20名程度



担当部所

電話番号

所 属

電 話

農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課

0857-26-7256

農業法人設立・経営力向上支援事業

事業の目的・内容

農家戸数の減少や後継者不足、従事者の高齢化等の急速な進行に対応し、農業経営の安定・発展をめざす個別の経営体や集落営農組織の法人化を加速し、法人化後の経営安定に対して支援することにより、持続的な農業経営を育成し、地域農業の維持発展を図る。

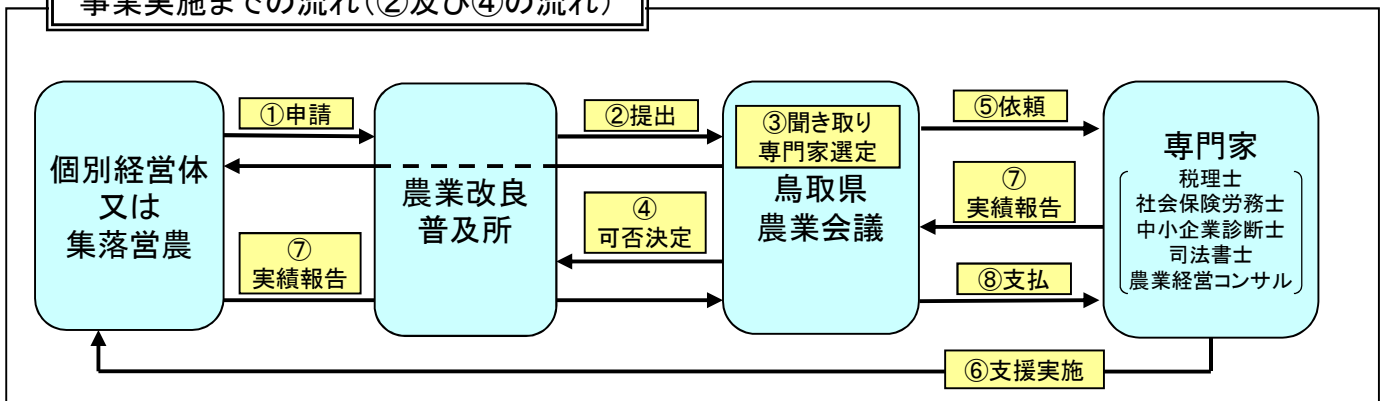
事業の概要

区分	実施主体	支援内容
①法人設立研修事業 （【再掲】とっとり農ビジネス研修事業の一部）	選考審査会で決定する業者	法人化を目指す法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者（以下「農業者」という。）及び集落営農組織に対して、法人設立に関する基礎知識の研修を実施する。
②法人設立時のスペシャリスト派遣 〔設立後1年程度まで〕	鳥取県農業会議	法人化を目指す農業者及び集落営農組織等に対して経営の実態に応じて法人設立から設立後初期段階までの助言を行う税理士等の専門家を派遣する。
③法人設立への助成	鳥取県農業会議 又は市町村	個別経営体※又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額40万円を助成する。 集落営農組織の法人化の前提となる組織化に対しては、定額の20万円を助成する。※個別経営体の法人化のみ鳥取県農業会議から助成、その他は市町村
④法人設立後フォローアップ事業	鳥取県農業会議	法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を新たに設置する。
⑤法人経営安定化への支援	鳥取県農業会議	経営の改革、発展を目指す法人の組織運営や経営の改善について、会計士等の専門家による相談・助言やコンサルティングを実施する。
⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催	鳥取県農業会議	農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施する。
⑦法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置	鳥取県農業会議	農業経営の法人化を目指す農業者及び集落営農組織等の相談に対応するための窓口を設置し、アドバイザーによる相談活動を実施する。

事業の要件

②又は③（個別経営体の法人化に限る）の支援を受ける場合、①の研修を受講することが申請の要件となる。

事業実施までの流れ（②及び④の流れ）



担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部経営支援課	0857-26-7276
	各農業改良普及所、各市町村農業委員会	